

議会運営委員会

令和元年8月30日（金曜日）午前10時開会

出席委員（8名）

委員長	相馬 剛	副委員長	齊藤 誠之
委員	中里 康寛	委員	田村 正宏
委員	星野 健二	委員	鈴木 伸彦
委員	眞壁 俊郎	委員	玉野 宏

欠席委員（なし）

オブザーバー（2名）

議長	吉成 伸一	副議長	松田 寛人
----	-------	-----	-------

説明のための出席者

市長	渡辺 美知太郎	副市長	片桐 計 幸
総務部長	山田 隆	総務課長	五十嵐 岳 夫
総務課長補佐	鈴木 正 宏	行政係長	佐藤 吉 将
企画部長	藤田 一 彦	子ども未来部 部長	富山 芳 男
建設部長	大木 基	塩原支所長	八木 沢 信 憲

出席議会事務局職員

議会事務局長	石塚 昌 章	議事課長	小平 裕 二
議事課長補佐 兼庶務係長	平川 雅 子	議事調査係長	関根 達 弥
主 査	室井 良 文		

議事日程

1. 開 会
2. 挨拶
3. 協議事項

(1)令和元年第4回那須塩原市議会定例会について

①提出案件について

○市長提出案件 37件

・人事案件 1件

・補正予算案件 10件

・条例案件 8件

・その他の案件 1件

・決算認定案件 10件

・報告案件 7件

(即決案件)

(追加案件)

○議会提出案件 3件

・計画案件 1件

・議員の派遣 1件

・特別委員会の設置 1件

(即決案件)

(追加案件)

②議案に対する質疑・討論について

③市政一般質問(通告者 15名)について

④請願・陳情等の取扱いと委員会付託について

○新規に受理した請願・陳情 1件(別紙請願・陳情等文書表)

⑤会期及び会期日程について

○会期は、9月6日(金)から 月 日()までの 日間

○日程(別紙案)

(2)議会基本条例第11条に基づく計画等について

(3)その他

4. その他

5. 閉会

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○相馬委員長 委員の皆様、そして市長初め執行部の皆様、お忙しい中、議会運営委員会に御出席をいただきましてありがとうございます。

ただいまより議会運営委員会を開会したいと思います。

—————◇—————

◎委員長挨拶

○相馬委員長 さて、今年も日本各地で豪雨による災害が発生しております。今週も九州地方で重大な災害となっております、一日も早い復旧復興を願うところでございます。

また、本市では、9月8日に市の防災訓練が予定されておりますが、多くの市民の方に御参加をしていただき、防災に対する備えが十分確保できますようお願いしているところでございます。

本日は、9月定例会における議会運営、議会基本条例第11条に関わる議決事件についてなどの協議の内容となっております。

委員の皆様には、円滑な委員会の進行に御協力をお願いいたしまして、開会の挨拶とさせていただきます。

—————◇—————

◎議長挨拶

○相馬委員長 続いて、議長から御挨拶をいただきます。

吉成議長、よろしく申し上げます。

○吉成議長 皆さん、おはようございます。

9月定例会前の議会運営委員会開催というこ

とで、大変御苦労さまです。

今日の下野新聞、御覧に皆さんなつたろうと思いますが、1面に、もう早くも稲刈りというような記事がありました。7月は天候不順で、果たして今年米がとれるだろうかという心配がありましたが、8月は非常にいい天候が続きましたので、多分、例年もしくは例年以上の今年は豊作じゃないかなというような気がしております。

さて、今回9月定例会において、議会のほうから初日に、議会BCPの計画を出させていただきます。そのBCPに関しましては、先ほど委員長のほうから挨拶の中でありましたけれども、この防災訓練の中で、議会としてのBCPを計画の中に沿った対応を我々していきたいというふうに思っております。これは執行部のほうにとっては少し例年の動きと違いますので、今後、協議の部分も必要かと思っておりますから、ぜひこれからはお願いしたいと思います。

今回は、多くの協議事項がございますので、皆様の御協力を得てスムーズな議事進行を願っておりますので、よろしくお願いたします。

以上、挨拶といたします。

—————◇—————

◎市長挨拶

○相馬委員長 次に、市長から御挨拶をいただきます。

渡辺市長、お願いいたします。

○渡辺市長 皆さん、おはようございます。

本日は、令和元年第4回那須塩原市議会定例会に係る議会運営委員会の機会をいただきまして、誠にありがとうございます。

今回の市議会定例会に御提案申し上げますのは、人事案件1件、令和元年度の補正予算案10件、条

例の制定案件及び一部改正案件 8 件、水道事業会計未処分利益剰余金の処分案件 1 件、平成30年度決算の認定案件10件、継続費精算報告書の報告案件 2 件、専決処分の報告案件 3 件、健全化判断比率等に関する報告案件 1 件、教育事務の点検、評価に関する報告案件 1 件の合計37件であります。

議案の概要につきましては、この後、総務部長が説明をいたしますが、いずれも大変大事な、重要な案件でございますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

また、議会基本条例第11条に該当する経過等の協議につきましても、この後、担当部長が説明いたしますので、よろしくお願いを申し上げまして、私からの挨拶といたします。

○相馬委員長 ありがとうございます。



◎協議事項

○相馬委員長 それでは、次第 3 の協議事項に入ります。

まず、(1)から。

令和元年第 4 回的那須塩原市議会定例会について。

まず、①提出案件についてを議題といたします。

市長提出案件について、執行部より着座にて説明をお願いいたします。

はい、総務部長。

○山田総務部長 それでは、提案をいたしております市長提出議案につきまして御説明を申し上げます。

今回提案いたしております案件は、ただいま市長が申しあげましたとおり 37 件であります。この 37 件のうち補正の案件や条例の制定、一部改正案件など、さきの議員全員協議会で担当グループか

ら説明しているものにつきましては、本日の説明を省略させていただきたいと思っておりますので、あらかじめ御了解いただきますようお願いを申し上げます。

それでは、議案書のほう、同意第 4 号から順に御説明を申し上げます。

初めに、議案書 1 ページ、同意第 4 号 人権擁護委員の候補者の推薦について、議案資料は 1 ページに経歴書がございます。

本案につきましては、今回、人権擁護委員の 13 名のうち 1 名の委員の任期が本年 12 月 31 日をもって満了となることから、新たに山崎稔氏を候補者として推薦するものであります。人権擁護委員の規定に基づきまして、議会の意見を求めるものであります。

続いて、議案書 2 ページ、議案第 65 号 令和元年度那須塩原市一般会計補正予算（第 3 号）、続きまして、議案集 3 ページ、議案第 66 号 令和元年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）、続いて、議案書 4 ページ、議案第 67 号 令和元年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）、続いて、議案書の 5 ページ、議案第 68 号 令和元年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）、議案書 6 ページ、議案第 69 号 令和元年度那須塩原市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）、続きまして、議案書の 7 ページになります。議案第 70 号 令和元年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）、議案書 8 ページ、議案第 71 号 令和元年度那須塩原市温泉事業特別会計補正予算（第 1 号）、続いて、議案書 9 ページ、議案第 72 号 令和元年度那須塩原市墓地事業特別会計補正予算（第 1 号）、議案書 10 ページ、議案第 73 号 令和元年度那須塩原市産業団地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）、続いて、議案書 11 ページになり

ます。議案第74号 令和元年度那須塩原市水道事業会計補正予算（第1号）、これらの議案資料は2ページから25ページまでに記載をされています。

このほか、別冊の補正予算書及び執行計画書がございます。

以上、10件の補正予算案件につきましては、さきの全員協議会において御説明させていただいておりますので、説明は省略をさせていただきます。

続きまして、議案書12ページから22ページまでになります。

議案第75号 那須塩原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、議案資料はございません。

続きまして、議案書の23ページから24ページになります。

議案第76号 那須塩原市森林環境整備促進普及条例の制定について、議案資料はございません。

続いて、議案書の25ページから28ページまで、議案第77号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について、議案資料は26ページから37ページまでの記載となります。

続きまして、議案書の29ページから30ページです。

議案第78号 那須塩原市印鑑条例の一部改正について、議案資料は38ページから39ページとなっております。

次に、議案書の31ページ、議案第79号 那須塩原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議案資料は40ページ記載の資料であります。

続きまして、議案書32ページ、議案第80号 那須塩原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正であります。議案資料は41ページでございます。

続きまして、議案書の33ページから34ページ、議案第81号 那須塩原市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、議案資料は42ページから46ページに記載をしております。

次に、議案書35ページ、議案第82号 那須塩原市水道事業給水条例の一部改正について、議案資料は47ページ、48ページとなっております。

以上8件の条例の制定及び一部改正案件につきましては、先ほど全員協議会において御説明をさせていただいておりますので、説明を省略をさせていただきます。

続きまして、議案書の36ページになります。議案第83号 平成30年度那須塩原市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、議案資料はございません。

本案につきましては、平成30年度那須塩原市水道事業会計の精算におきまして未処分利益剰余金6億907万5,159円について純利益相当額3億4,073万4,708円を建設改良積立金に積み立て、残額2億2,834万441円を資本金へ組み入れ処分するものであります。地方公営企業法の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

続きまして、議案書の37ページになります。

認定第1号 平成30年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について、議案書38ページ。認定第2号 平成30年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。めくっていただいて議案書39ページ、認定第3号 平成30年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。続いて、議案書40ページ、認定第4号 平成30年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

続いて、議案書の41ページ、認定第5号 平成30年度那須塩原市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。議案書42ページ、認定第6号

平成30年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について。

めくっていただいて、議案書の43ページになります。認定第7号 平成30年度那須塩原市温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について。議案書44ページ、認定第8号 平成30年度那須塩原市墓地特別会計歳入歳出決算認定について。

めくっていただいて、議案書の45ページになります。認定第9号 平成30年度那須塩原市産業団地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について。

続いて、議案書の46ページ、認定第10号 平成30年度那須塩原市水道事業会計決算認定について。これは議案資料はございませんが、別冊の決算書、市政報告書、監査委員の審査意見書のほか、議員全員協議会でお配りした決算認定資料がございます。

以上10件の平成30年度決算認定案件につきましては、さきの議員全員協議会において説明させていただいておりますので、説明を省略いたします。

次に、議案書の47ページから50ページになります。

報告第23号 継続費精算報告書の報告について、議案資料はございません。本案につきましては、新南・下中野線蛇尾川橋りょう下部工事、黒磯駅西口広場整備工事及び黒磯駅東西連絡通路西口階段改修工事、これらに係る平成30年度那須塩原市一般会計継続費精算報告書について、地方自治法施行令の規定に基づきまして報告をするものであります。

いずれの事業につきましても、平成29年度から平成30年度までの2カ年にわたる継続事業として実施したものであります。

続いて、議案書の51ページをお開きいただきたいと思います。

議案書の51ページから52ページです。報告第24

号 継続費精算報告書の報告について、議案資料はございません。

本件につきましては、黒磯水処理センター新管理棟建設工事に係る平成30年度那須塩原市下水道事業特別会計継続費精算報告書について、地方自治法施行令の規定に基づき報告するものでございます。平成29年度から30年度までの2カ年にわたる継続事業として当該工事を実施したものであります。

続きまして、議案書53ページから54ページになります。

報告第25号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告についてでございます。議案資料はございません。

本件につきましては、平成31年1月18日、那須塩原市関谷地内において発生した事故に対し、損害賠償額の決定をし、和解をしたものであります。

事故の状況につきましては、箒根中学校の野球部が練習をしていたところ、打球が防球ネットを超え、隣接地内の物置の屋根を損傷させたものであります。

続きまして、議案書55ページから56ページ、報告第26号 同じく専決処分の報告でございます。議案資料はございません。

本件につきましては、令和元年の6月21日、那須塩原市臺沼地内において発生した事故に関し損害賠償額を決定し、和解をしたものであります。

事故の状況につきましては、相手方車両が農道遅野沢5号線を走行していたところ、グレーチングが外れ、車両の後輪車軸を破損したものであります。

続きまして、議案書57ページから58ページになります。

報告第27号 専決処分の報告についてでございます。議案資料はございません。

本件につきましては、令和元年7月15日、那須塩原市豊浦地内において発生した事故に関し、損害賠償額を決定し、和解したものであります。

事故の状況につきましては、相手側車両が市道下豊浦横線を走行していたところ、対抗車を避けるため路肩に寄った際に、舗装と路肩の段差にぶつかり左後輪のタイヤをパンクするとともに、カーブミラーに接触し、車体の左側面等を破損したものであります。

続きまして、議案書59ページです。

報告第28号 平成30年度健全化判断比率及び資金不足率について、議案資料はございませんが、別冊の監査委員の意見書がございます。

本件につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、平成30年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の意見を付して報告をするものであります。

最後に、議案書60ページ、報告第29号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について、議案資料はございませんが、別冊の報告書がございます。

本件につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、平成30年度に教育委員会が実施した教育行政に関連する主な取組内容の成果等について点検及び評価を行った結果に関する報告書を作成しましたので、議会に提出するものであります。

以上、37件の報告、案件につきまして、市議会定例会への提案を予定しております。

よろしくお願いを申し上げます、関係議案の説明とさせていただきます。

○相馬委員長 ありがとうございます。

説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑等はございませんか。

[発言する人なし]

○相馬委員長 ないようでしたら質疑を終了いたします。

即決議案はございますか。

総務部長。

○山田総務部長 即決の取扱いをお願いしたいものといたしましては1件ございます。

同意第4号 人権擁護委員の候補者の推薦についてにつきましては、人事案件でありますので即決議案としてお願いをいたします。

よろしくお願いをいたします。

○相馬委員長 ただいまの即決議案の説明に対して質疑等はございますか。

[発言する人なし]

○相馬委員長 質疑はないようですので、議案の取扱いについてお諮りいたします。

ただいま説明がありました案件につきましては即決扱いとすることで異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○相馬委員長 異議ないものと認め、そのように取り扱います。

また、即決案件1件と報告案件7件を除く29件の議案につきましては、各常任委員会及び本定例会において設置を予定している決算審査特別委員会へ付託することで異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○相馬委員長 異議ないものと認め、そのように取り扱います。

次に、追加案件はございますか。

総務部長。

○山田総務部長 追加議案といたしましては3件を予定しております。予定しているものといたしましては、損害賠償の額の決定及び和解の専決処分のものでございます。専決処分の報告につきましては、本定例会の会期中に3件の示談の見込みが

ありますので、市の義務に属する損害賠償の額の決定及び和解につきまして、示談が調った場合には追加議案として提出させていただきたく考えております。よろしくお願ひいたします。

○相馬委員長 ただいまの追加議案の説明に対し質疑等はございますか。

〔発言する人なし〕

○相馬委員長 質疑等がないようですので、追加案件の取扱いについてお諮りいたします。

ただいまの説明がありました追加案件が提出された場合には即決扱いとすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○相馬委員長 異議ないものと認め、そのように取り扱います。

次に、議会提出案件についてですが、予定されているものはございますか。

議事課長。

○小平議事課長 それでは、議会提出案件ですが、発議案件3件を予定してございます。

発議第11号 那須塩原市議会業務計画議会BCPについては、二元代表制の一翼を担う議会が災害時における具体的な行動基準を定めることで、迅速かつ適切な行動を起こすことができるようにするための計画です。

発議第12号 決算審査特別委員会の設置については、決算認定のために特別委員会を設置するものです。

発議第13号 議員の派遣については、9月8日の那須塩原市総合防災訓練及び10月4日の那須塩原市町村議会議長会と那須市町村会の合同勉強会に全議員を派遣するものです。

以上3件が今定例会における議会提出案件でございます。

よろしくお願ひします。

○相馬委員長 説明が終わりました。

ただいまの議会提出案件の説明に対し質疑等がございますか。

〔発言する人なし〕

○相馬委員長 質疑等がないようですので、取扱いについてお諮りいたします。

ただいまの3件については、初日に上程し、即決扱いとすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○相馬委員長 異議ないものということで、そのように取り扱います。

次に、議会提出の追加案件についてはございますか。

課長。

○小平議事課長 追加案件ですが、10月開催の栃木県市町村議長会議員研修会及び11月実施予定の議会報告会の日程が今定例会中に決定をすることから、議員派遣について1件と、この後、請願・陳情等の取扱いと委員会付託について説明がございましたが、今定例会にあわせて1件の陳情書の提出がございました。取扱いにより審査になった場合、その結果によりましては、意見書提出の1件が予定されております。

以上です。

○相馬委員長 説明が終わりました。

ただいまの追加案件の説明に対し質疑等がございますか。

〔発言する人なし〕

○相馬委員長 質疑等はないようですので、取扱いについてお諮りいたします。

まず、議員の派遣についてですが、こちらは最終日に上程し、即決扱いとすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○相馬委員長 異議ないものと認め、そのように取り

り扱います。

また、陳情の審査結果によりましては、意見書の提出が予定されます。その場合は、最終日に追加上程し、即決扱いということで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○相馬委員長 異議ないものと認め、そのように取り扱います。

次に、②議案に対する質疑、討論等についてを議題といたします。

まず、議案に対する質疑については、先例のとおり一問一答方式により行い、時間は質疑のみ1人15分以内とすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○相馬委員長 異議ないものと認め、そのように取り扱います。

次に、討論についてですが、こちらも先例のとおり1議題につき1人10分以内、賛成、反対各5人までとしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○相馬委員長 異議ないものと認め、そのように取り扱います。

次に、③市政一般質問についてお諮りいたします。

今回15名の通告者がございます。質問の方法については、先例のとおり、項目ごとに一問一答方式により質問席で行い、質問のみ1人40分以内とすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○相馬委員長 異議ないものと認め、そのように取り扱います。

次に、請願・陳情等の取扱いと委員会付託についてを議題といたします。

内容等について事務局より説明をお願いいたし

ます。

係長。

○関根議事調査係長 それでは、令和元年第4回那須市議会定例会請願・陳情等文書表に基づきまして説明をさせていただきます。

去る8月27日、陳情者であります市内島方の小貫様、御本人がみえられまして、陳情書の提出を受けました。

陳情の内容につきましては、中小企業等でも軽減税率への対応、それから消費者に向けての個人消費の冷え込み、景気への悪影響を含め、国民の負担になる消費税10%への増税を中止するよう政府へ意見書の提出を要望するというものでございます。

簡単ですが、説明は以上とさせていただきます。

○相馬委員長 説明が終わりました。

取扱いについてお諮りいたします。

陳情第3号について、どのように取り扱うか御意見を伺います。

取扱いについては、上程するかしないかということになるんだらうと思いますが、上程はするというそういう意見がございます。ほかに意見ございますか。

〔発言する人なし〕

○相馬委員長 それでは、取扱いについては上程をするということでございます。

審査についてはどのようにいたしますか。

眞壁委員。

○眞壁委員 総務企画のほうでお願いしたいと思えます。

○相馬委員長 総務企画常任委員会へ付託するという意見がございますが、ほか意見ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○相馬委員長 ほかに意見がないようなので、陳情第3号については総務企画常任委員会へ付託する

ことで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○相馬委員長 異議がないものと認め、そのように取り扱います。

続いて、⑤会期及び会期日程についてを議題といたします。

別紙（日程案）がありますので、事務局より説明をお願いいたします。

課長。

○小平議事課長 それでは、令和元年第4回那須塩原市議会定例会会期日程について説明いたします。

会期につきましては、9月6日金曜日から9月27日金曜日までの22日間を予定してございます。

日程につきましては、9月6日金曜日、開会、会期の決定、議案の提案説明、即決議案採決、これにつきましては先ほど総務部長から説明があったとおりでございます。決算審査特別委員会の設置、議案の関係委員会付託、陳情の関係委員会付託を予定してございます。

7日、8日、土・日の休会を挟みまして、9日月曜日から12日木曜日までの4日間を市政一般質問とし、9日から11日までの3日間はそれぞれ4人、12日木曜日は3人を予定してございます。13日金曜日は議案審査、14日から16日は、土・日の休会と敬老の日の休会を挟みまして、17日から20日金曜日までの4日間は委員会を予定してございます。21日から23日の土・日の休会と秋分の日の休会に引き続き、24、25の2日につきましては議事整理のため休会を予定してございます。26日木曜日、予算常任委員会の全体会を午前10時から、決算審査特別委員会の全体会を午前11時から、議員全員協議会を午後1時30分から予定してございます。27日、最終日となります。各委員長報告を受けまして、質疑・討論・採決、そして閉会の運びになるところです。

また、決算質疑通告書の締切りは、9日月曜日の午後5時、討論通告書の締切りは20日金曜日の午後5時を予定してございます。

以上です。よろしくお願いたします。

○相馬委員長 ただいま事務局から説明がありました。

改めて申し上げます。会期については、別紙のとおり9月6日金曜日から9月27日金曜日までの22日間とし、市政一般質問15人については、9月9日から11日までの3日間に4人ずつ、12日は3人とし、議案質疑は13日金曜日に行いたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○相馬委員長 異議ないものと認め、そのように取り扱います。

また、決算に対する質疑通告の提出期限については、9月9日月曜日の午後5時とし、討論通告書の提出期限については、9月20日金曜日の午後5時とすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○相馬委員長 異議ないものと認め、そのように取り扱います。

なお、9月26日木曜日、午前10時から予算常任委員会全体会、同日午前11時から決算審査特別委員会全体会、同じく午後1時30分から議員全員協議会を開催を予定しておりますので、お含みおきいただきますようお願い申し上げます。

以上で、(1)の協議事項は全て終了いたしました。

次第にはございませんが、今定例会について、その他として執行部から何かございますか。

〔発言する人なし〕

○相馬委員長 委員から何かございますか。

〔発言する人なし〕

○相馬委員長 ないようでしたら、次第(2)議会基本条例第11条に基づく計画等についてに入る前に、

執行部入替えのため暫時休憩といたします。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時30分

○相馬委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

次に、次第(2)議会基本条例第11条に基づく計画等についてを議題といたします。

議会基本条例第11条に関わる計画等について、執行部から内容の説明をいただいた上で、議決または報告とするか決定をいたします。

なお、協議案件については、執行部から報告として上がってきた案件について説明を求め、決定をみたいと思います。

本日は、企画部、こども未来部、建設部、塩原支所から4件の案件がございます。

まずは、企画部の案件、那須塩原市まち・ひと・しごと創生総合戦略の改定（事点修正）についてから進めたいと思いますので、執行部の説明をお願いいたします。

企画部長。

○藤田企画部長 それでは、説明をさせていただきます。

現行の那須塩原市のまち・ひと・しごと創生総合戦略は平成27年3月に策定をしたものでございます。31年で計画期間が終了するということになるわけですが、今回、2年間この計画を延伸をしまして、次期総合計画と合わせて策定をしたいという段階でございます。

この間、国のほうからは若干指針等の見直しや、新たな視点が加わったということで、共生社会、グローバル化といったような視点が入ってきているわけですが、そういった部分について時点修正

を行うとともに、現在の人口と、また当初策定したときと状況が変わってきていますので、人口基準についても数字的な見直しなんかも行っていきたいと。

いずれにしても、総合的に進めなきゃならないお話でございますので、この創生総合戦略はそれ、総合計画はまたそれというやり方ではなくて、合わせて策定し、進めていきたいという内容でございます。基本的な方向性が変わるのでもございません。

また、前回時点修正を行ったときにも同様に全協報告ということで対応させていただきましたので、今回も同じような形で考えております。

説明は以上です。

○相馬委員長 説明が終わりました。

質疑等はございますか。

中里委員。

○中里委員 説明ありがとうございます。

取扱いについてなんですけれども、昨日新聞で発表されたことなんですけれども、人口流出という部分が拡大して行って、栃木県においてもかなり歯止めがかかっていないという状況の中で、那須塩原市においては2017年がマイナス6、2018年が94人転入に対して転出のほうが多いという部分なんです、この総合戦略、人口減少のほうに対応するためというふうな部分が大きく書いてあります。まず審査するような形も必要ではないかというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

○相馬委員長 そのほか質疑等ございますか。

眞壁委員。

○眞壁委員 この内容の変更について詳しく今述べられることがあればと思います。

○相馬委員長 企画部長。

○藤田企画部長 中身についてはこれから精査をしていくわけですが、前回の時点修正の内容等を参

考に申し上げますと、人口ビジョンは最終の統計結果に基づいて見直すことであったり、公共施設の部分では、公共施設等の総合管理計画、そういったものを策定しましたので、その結果を踏まえた修正、また重点施策として、前回ここがちょっと合ってなかったんですが、第2次総合計画に重ねた重点プロジェクトを総合戦略の重点施策に反映させるために修正を加えたというようなものが主なものでございました。

○相馬委員長 そのほか質疑等ございませんか。

〔発言する人なし〕

○相馬委員長 ないようでしたら、私のほうから1点よろしいでしょうか。

まず、上位計画についてはないということでございます。そして、資料の5番にありますように、パブリックコメントは実施予定ということになっております。パブリックコメントというのは、恐らく市民の意見を聞くという目的なんだろうというふうに思いますが、市民の意見を聞くんですが、議会の意見を取り入れる予定がないというような報告にしたいということなんだろうと思いますが、そのパブリックコメントは行うが議会には報告だという提案だということなんですが、その辺について再度御説明いただければと思います。

企画部長。

○藤田企画部長 パブリックコメントと全協への報告の整合性というようなお話かと思いますが、ある程度案がまとまった段階で議員の皆様方にもお示しをさせていただいて意見をいただきたいというふうに考えております。

○相馬委員長 そのほか質疑ございますか。

〔発言する人なし〕

○相馬委員長 それでは、ここで案件の取扱いにつきましては、議員間討議を行うため、執行部の退席をお願いいたします。議員間討議の進行後に改

めて入室いただきますので、第3委員会室において待機をお願いしたいと思います。

それでは、暫時休憩といたします。

休憩 午前10時39分

再開 午前10時39分

○相馬委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

それでは、委員の皆様から案件について御意見を伺います。

また、質疑が終了しておりませんので、この後、執行部に確認したいという点がございましたら、それらについても議員間討議に入れて行いたいというふうに思います。

皆さんの御意見を伺います。

田村委員。

○田村委員 私、今たまたま今回の一般質問で、この部分のどこをするんだけど、そもそも2015年、2017年か……、まち・ひと・しごと創生総合戦略。国としては、4年たってみて、当初目標としていたことはほとんどではないけれども、はっきり言って失敗だったということで、相当今回新しい視点というのを取れ入れるんですね。だから、当然それに合わせてしっかりした方向転換というか、修正する、国がしなさいというふうに言っているのを受けて事点修正ということなんですよけれども、さっき部長が言っていた、まだこれから決めるあれなので、その段階で、それが出たときに我々としてはそれが妥当なものかどうかを判断すればいい。今回はどうなんでしょうか、この時点で、特にだから何も出てきていないわけですよ、それで何もこっちは判断のしようがないというか、ような気がするんですけども。

○相馬委員長 そのほか御意見はございますか。

[発言する人なし]

○相馬委員長 そうすると、この後特に、最後、質疑をしたいというような内容もございませんか。

[発言する人なし]

○相馬委員長 それでは、意見がないようでしたら、執行部の入室を求めます。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時43分

○相馬委員長 それでは、先ほどの議員間討議の内容について報告をいたします。

議員間討議を行ったところ、現時点で新しい内容等々がわからないため、報告にはどうかという意見が出ました。委員の意見は報告ということでありました。

それでは、この後、取扱いについて決定をみたいと思いますが、改めて委員から質疑はございますか。

○相馬委員長 齊藤副委員長。

○齊藤副委員長 先ほど相馬委員長のほうから企画部長のほうに質疑がありましたとおり、報告を来年2月に出してくるまでに、それを生かして、その日に出すのではなく、作っている最中に、議員にある程度お示しはしたい、というところをもう一度再度確認したいんですけども。

○相馬委員長 企画部長

○藤田企画部長 大体今の予定ですと、11月に素案的なものをまとめて、その後パブリックコメントにかけたいというふうに考えております。この段階で議員の皆様にも字句を修正して、その修正点について御意見をいただければというふうに思っ

ております。

○相馬委員長 そのほか質疑はございますか。

[発言する人なし]

○相馬委員長 ないようでしたら、ただいまの説明を受けまして、再度、議員間討議を行う必要があると思いますか。

[発言する人なし]

○相馬委員長 ないようでしたら、執行部から再度御意見等はございますか。

[発言する人なし]

○相馬委員長 御意見もないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○相馬委員長 異議がないものということで、質疑を終了いたします。

それでは、本件の取扱いについてお諮りいたします。

本件については報告とすることで異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○相馬委員長 では、本件については報告案件とすることに決しました。

それでは、執行部入替えのため暫時休憩といたします。

休憩 午前10時47分

再開 午前10時48分

○相馬委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

次に、子ども未来部の案件、保育園における保育の質の向上のためのアクションプログラム第3期の策定についてを協議いたします。

執行部から説明をお願いいたします。

富山部長。

○富山子ども未来部長 それでは、保育園における保育の質の向上のためのアクションプログラム第3期の策定について説明いたします。

まず1番目、計画策定の目的及び背景でございますけれども、本市の場合、国の保育所、保育指針に基づきまして、平成28年3月にアクションプログラムを策定し、保育園における保育の質の向上を図るために第三者評価、あとはマニュアルの作成、保育所の保育研修等を行ってきたところでございますけれども、今年度で計画期間が終了となるものでございます。

このアクションプログラムでございますけれども、平成29年3月に国の保育所保育指針が改定されまして、アクションプログラムの策定が努力義務ではなくなったところではございますけれども、保育園における保育士がやるべきことを定めた実施計画として、引き続きアクションプログラム第3期を策定するものでございます。

計画の概要でございますけれども、先ほども申し上げましたが、保育園においてやるべきことを定めた実施計画といたしまして、①として保育実践の改善・向上といたしまして、各保育園の自己評価を行いましょうといったこと、また、それをホームページで公表すること、また、第三者評価を受ける保育園の年次計画、そういうものを記載する予定でございます。

また、②番としまして、これは健康と安全の確保といたしまして、改良マニュアルの整備を図るということを定めた保育士の資質、専門性の向上として保育士の研修を行っていきますよといったこと、そして保育を支える基盤の強化といたしまして、幼稚園・保育園・小学校の連絡協議会、この連携を図ることとか、あとは地域との交流としての祭りとか、敬老会だとか、そういうものに参

加していきましょうなどを記載する予定でございます。

計画期間としましては、令和2年から令和6年までの5年間を予定しております。

4番から6番については、記載のとおりでございます。

また、7、8の上位計画及び上位計画の議決時期でございますけれども、上位計画は第2期那須塩原市子ども・子育て未来プラン、議決時期につきましては、今年の12月議会提出を予定しているものでございます。

また、議会の対応及び理由でございますけれども、本計画は今後議案として提出、先ほども申し上げましたが、第2期那須塩原市子ども・子育て未来プランの内容を実現するための計画であること、かつ保育園における質の向上を図るための内部的な実施計画であることから、議員全員協議会で報告することにより対応したいと考えております。

また、報告時期といたしましては、令和2年3月を予定しているところでございます。

説明は以上になりますが、御審議の上、御決定くださいますようよろしくお願いいたします。

○相馬委員長 説明が終わりました。

質疑等はございますか。

齊藤副委員長。

○齊藤副委員長 先ほどの説明のとおり、子ども・子育て未来プランは12月に出るということで、整合性が当然図られるということなんですが、判断するに当たって、簡単に言うと、上位がある中より詳細にわたった今までのとおりのものが5年計画で出されるということで、確認なんですけれども、よろしいですか。

○相馬委員長 子ども未来部長。

○富山子ども未来部長 そのとおりでございます。

昨年、子ども・子育てプランにおきましても、幼児教育保育の量的拡大、質の向上などを図るとい
うものが上位計画のほうでうたっておりまして、
その中でそういうふうなものも項目として出して
いるものですので、そのまた詳細的なものをつ
くるといふものでございます。

○相馬委員長 齊藤副委員長。

○齊藤副委員長 これは、先ほど、この前もちょっ
と質疑あったんですが、議員に対して意見ができ
る期間というものは設ける予定があるかどうかお
伺いしたいんですが。

あくまで決定したものを報告して終わりにして
しまうか、出すまでに議員の意見が聞けるかどう
か、あるいは議員が一回見ることができるかどう
かというのはどうなんでしょうか、お伺いします。

○相馬委員長 子ども未来部長。

○富山子ども未来部長 今のところちょっとそうい
う予定はしてございません。子ども・子育て未来
プラン、そちらのほうで説明させていただこうと
いうふうに考えていたところでございます。

○相馬委員長 そのほか質疑ございますか。

[発言する人なし]

○相馬委員長 質疑がないようでしたら、ここで議
案の取扱いについて議員間討議を行うため執行部
の退席をお願いいたします。

討議終了後、改めて入室いただきますので、第
3委員会室で待機をお願いいたします。

それでは、暫時休憩といたします。

休憩 午前10時53分

再開 午前10時54分

○相馬委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いた
します。

それでは、委員の皆様から案件についての御意
見を伺います。また、質疑は終了しておりません
ので、執行部に対して確認をしたい点等ございま
したら、それらについても議員間討議の中で行い
たいと思います。

それでは、意見はございますでしょうか。

眞壁委員。

○眞壁委員 この計画については、第2期的那須塩
原市子ども・子育て未来プランが12月に議案とし
て出されるという中で、審議はそこの中ででき
ると思います。あと、実質的には、これ内部的な実
施計画ということですので、報告でよいのではな
いかと考えます。

以上です。

○相馬委員長 そのほか御意見ございますか。

[発言する人なし]

○相馬委員長 それでは、ないようでしたら、執行
部の入室を求めます。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前10時55分

○相馬委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会
を再開いたします。

議員間討議の内容について報告をいたします。

委員からは、審議につきましては第2期那須塩
原市子ども・子育て未来プラン、これで審議等は
できるだろうと。それから本件につきましては実
質的な実行をするための計画だろうというところ
から、報告でよいのではないかという意見が出て
おります。

委員からの意見は報告でありましたが、この後
取扱いについて決定をみたいと思いますが、改め

て委員から質疑はございますか。

[発言する人なし]

○相馬委員長 ありませんか。

執行部から御意見はございますか。

[発言する人なし]

○相馬委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思いますが、異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○相馬委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

それでは、案件の取扱いについてお諮りいたします。

本案件について報告とすることで異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○相馬委員長 本案件については報告案件とすることに決しました。

ここで執行部入替えのため、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前10時58分

○相馬委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

次に、塩原支所の案件、上・中塩原温泉管理事業設備の高効率化改修を行うための計画の策定についてを協議したいと思います。

執行部から説明をお願いいたします。

塩原支所長。

○八木沢塩原支所長 それでは、上・中塩原温泉管理事業設備の高効率化改修を行うための計画策定について説明を申し上げます。

まず、1番の計画策定の目的及び背景ですけれ

ども、国におきまして温室効果ガスを2013年に比べて30年度において26%削減ということで事業を進めております。そういう中で、公共団体、民間部門で使用されている設備、部品のうち大幅なエネルギー効果の改善とCO₂の削減に直結するものに対して費用の一部を助成するという事業でございます。

この事業に該当する温泉供給設備、ポンプとかになりますけれども、高効率化改修の実施に当たりまして計画を策定し、来年度以降に改修事業を実施するというところでございます。

計画策定につきましても補助事業がございまして、本年度この計画を策定するという形になります。

2の計画の概要ですけれども、温泉供給設備を昭和58年導入いたしまして長い時間を経過してございます。経年的な劣化が見られています。そういったことから本事業に該当させて施設の長寿命化、エネルギーの効果改善というのを図るものでございます。

計画期間は、来年度、令和2年度から令和3年度の2カ年ということになります。

4の市民等への効果ですけれども、この改修を行うことによりまして施設の長寿命化、さらに省エネルギーなどの効果が図れるということでございます。

5番の市民参加等につきましては、特別予定してございません。

総合計画上の位置づけは、記載されているとおりでございます。

関係法令につきましては、地球温暖化対策推進に関する法律、こちらになります。

上位計画といたしましては、那須塩原市公共施設等総合管理計画、こちらは29年3月に議決をしているものでございます。

議会の対応ということで、報告案件ということで令和2年2月を予定してございます。

基本的に国の補助事業の採択を受けるための計画ということで、この補助申請書にこれを添付して認定を受けていくという形になります。

説明は以上となります。

○相馬委員長 ありがとうございます。

説明が終わりました。

委員の質疑等はございますか。

鈴木委員。

○鈴木委員 総事業費の何割が国の補助ということになるわけですか。

○相馬委員長 塩原支所長。

○八木沢塩原支所長 補助率ということでございますが、改修事業につきましては2分の1でございます。今年度実施する計画策定のこの事業は100%、消費税を除いた100%ということで、採択を受けております。

以上です。

○相馬委員長 そのほか質疑ございますか。

鈴木委員。

○鈴木委員 この計画によって将来の予算が決まるということになると思うんですけども、全予算でどれぐらい、総額的にはどれぐらいあるか、これはどう見えていますか。

○相馬委員長 塩原支所長。

○八木沢塩原支所長 現在まだ計画書がこれから策定の作業に入りまして、それから具体的なメニュー、どこまで改修するかということがありますが、現段階でざくっと私どものほうで見積もっているのが8,000万ぐらい、2カ年で4,000万ずつということですけども、これは実際、現場で設備等調整していかないとちょっと難しさがあるのかなという形になります。

○相馬委員長 そのほか質疑等はございますか。

齊藤副委員長。

○齊藤副委員長 今、鈴木委員からあったんですけども、これは実質的には国の補助に対しての計画ということはわかるんですが、予算が絡む計画ということでよろしいでしょうか。その2年間で全部やるのか、つくった後にやるのかというのが、一応ここに書いてあるんですけども、確認でもう一度お願いいたします。

○相馬委員長 塩原支所長。

○八木沢塩原支所長 補助メニューでございますので、特に予算が絡むという形にはないかと思いません。

○相馬委員長 そのほか質疑ございますか。

[発言する人なし]

○相馬委員長 質疑がないようでしたら、この案件の取扱いについて議員間討議を行うため、執行部の退席を求めます。

討議終了後に改めて入室いただきますので、第3委員会室で待機いただきますようお願いいたします。

それでは、暫時休憩といたします。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時06分

○相馬委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

それでは、委員の皆様から案件についての御意見を伺います。

御意見ございますか。

鈴木委員。

○鈴木委員 はっきりしているのは、今の段階ではまだ全体の金額が8,000万ということでしたけれども、これはこれから計画を進めるに当たっても

っと大きくなっていくかと思うんですけども、その半分の4,000万が補助だけでも、2分の1は市の一般会計から出ていくと。これは観光立地の施設で、一般市民が享受するものではなくて、観光事業に関連した産業の活性化ということになるとは思うんですね。これを議会として黙って、できたものを見るか、議会としても予算に絡むことなので、何か意見を付け加えるかというところですが、報告でよいと考えます。

○相馬委員長 その他、眞壁委員どうですか。

○眞壁委員 これ、当然国の補助事業のための計画であり、予算についても、この後、当然予算としてかかってきますので、報告でよいと考えます。

○相馬委員長 そのほか御意見ございますか。

田村委員。

○田村委員 地域気候変動適応計画でしたっけ、市長が策定しますということでしたが、それとも絡んでくるかと思うんですよ、将来的にはこういう話は。だから、そこら辺もこの計画にはその辺の話と全く別ではなくて、何か絡めたようなことを考えるべきなんではないかと。

○相馬委員長 それについては、最後に確認したほうがよろしいですか、執行部のほうに。

それが絡むと議案にしたほうが良いという、そういうことで。

○田村委員 そうでもないんだけど。

○相馬委員長 そのほか御意見いかがですか。

〔発言する人なし〕

○相馬委員長 意見がないようでしたら、執行部の入室よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○相馬委員長 意見がないようですので、執行部の入室を認めます。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前11時11分

再開 午前11時12分

○相馬委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

まず、議員間討議の内容について報告いたします。

本案件につきましては、国の補助金を事業として該当させるため計画策定ということで、予算については予算審議の段階で審議できるということから報告でという御意見が出ました。委員の意見の大半は報告ということでありましたが、この後、取扱いについては決定をみたいと思いますが、改めて委員から質疑はございますか。

田村委員。

○田村委員 那須塩原市が策定を表明している地域気候変動適応計画、それとも絡んでくる話だと思うんですけども、その辺、関係性というか、その計画の中でお考えがあるのかどうかお聞きします。

塩原支所長。

○八木沢塩原支所長 この計画に関して特に調整のほうはまだされてない状況でございます。

○相馬委員長 そのほか質疑ございますか。

鈴木委員。

○鈴木委員 先ほどの補助は2分の1というけれども、残りの2分の1は市のほうから出すことになるんですけども、それは私の感じだと、100%一般会計になるのか、温泉特別会計かなとか。

もう一つ、ちょっとこれも確認なんですけれども、温泉特別会計は市の一般財源から繰入金が入っているのかどうかという、この点の確認をお願いします。

○相馬委員長 塩原支所長。

○八木沢塩原支所長 まず、会計は温泉特別会計という形になります。基本は、使用料から賄ってきていますので。

それから、今回大きなお金が動くというところは、基金から取り崩していくような形になるのかなと想定しておりまして、一般会計からの繰り入れは予定してございません。

○相馬委員長 そのほか質疑等ございますか。

[発言する人なし]

○相馬委員長 執行部から御意見ございますか。

[発言する人なし]

○相馬委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○相馬委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

それでは、案件の取扱いについてお諮りいたします。

本案件について報告することで異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○相馬委員長 異議なしといたします。

本案件につきましては、報告案件とすることに決しました。

ここで執行部入替えのため、暫時休憩といたします。

休憩 午前11時16分

再開 午前11時17分

○相馬委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

次に、建設部の案件、独立行政法人住宅金融支援機構との住宅政策に係る協定の締結についてを

協議いたします。

執行部から説明をお願いいたします。

建設部長。

○大木建設部長 それでは、独立行政法人住宅金融支援機構との住宅政策に係る協定の締結について御説明申し上げます。

資料の番号は前後しますが、まず、協定締結の目的と背景から説明します。

本市では、木造住宅の耐震化のために木造住宅耐震改修補助を行っております。また、空き家対策としまして、空き家の有効活用を図るために、空き家バンク制度を運用しています。

このたび、住宅支援機構から、そういった本市の取組みと連動して、本市の取組みを機構が支援することを目的とした協定を締結したいと、こういった申し出がありました。

協定の内容としましては、住宅金融支援機構からフラット35という融資を利用して木造住宅などの耐震建て替えや空き家の購入、新たな優遇金利、通常のフラット35の金利よりも、当初5年間で0.25%の優遇を受けられるとするものでございます。

市民等への効果及び影響については、市民等がこのフラット35を活用して耐震建て替え、空き家の購入を行う場合には優遇金利が受けられますので、市民にとってもメリットだということで、また市としましても、住宅の改修、耐震化促進、空き家の利活用促進が期待できるというものでございます。

特記事項としましては、本市の財政負担、これはあくまでも機構のほうで優遇金利を設定していただけるということなんで、財政負担はございません。

また、資料のほうには書いていないんですけれども、機構の関係、申し出が那須塩原市だけじゃ

なく、県内市町に対して行われており、もう既に該当するような補助メニューを行っている市町につきましては、全て機構と協定を締結するという事で聞いております。

つきましては、財政負担がないということで、本市に重大な負担が生じるとは言い難いことから、議員全員協議会での報告とさせていただきたいということでございます。

以上でございます。

○相馬委員長 説明が終わりました。

それでは、委員の皆様から質疑等はございますか。

[発言する人なし]

○相馬委員長 ないようでしたら、ここで案件の取扱いについて、議員間討議を行うため、執行部の退席を求めます。

討議後、改めて入室いただきますので、第3委員会室において待機をお願いいたします。

それでは、暫時休憩といたします。

休憩 午前11時21分

再開 午前11時22分

○相馬委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

それでは、委員の皆様から案件についての御意見を伺います。

ございますか。

田村委員。

○田村委員 報告でいいかと思えます。

○相馬委員長 そのほか御意見ございますか。

吉成議長。

○吉成議長 今日あたりのだと朝日新聞あたりに出ていましたけれども、この案件とは間違いなく違

うんですが、ただ、フラット35に関しまして、要はこれまで110件の、前もこれは新聞に載りましたけれども110件の不正があったと。それは不動産会社が仮名で建物を購入して、利ざやを設けたと、そういう話なんですけれども、新たに今回見つかってきている。ですから、この案件とは全く違うんでしょうけれども、そういうことが今回の対象となった補助金の中では考えられるのか、ないのかということ聞いたほうがいいと思うんですけれども。

○相馬委員長 この4番の件について、議決の案件にするのかどうかというところで御意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

中里委員。

○中里委員 私も、基本的には報告でよいかと思えます。協定という部分でありますし、先方からのお申し出で市のほうに0.25%の優遇金利を受けられる、そういう協定でありますので、市民にとってもマイナスではない部分だと思います。

○相馬委員長 星野委員

○星野委員 皆さんと同様、報告でよろしいと思えます。

○相馬委員長 そのほかございますか。

[発言する人なし]

○相馬委員長 意見がないようでしたら、執行部の入室を求めます。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前11時26分

再開 午前11時26分

○相馬委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

議員間討議の内容を御報告いたします。

まず、本案件につきましては、先方からの申し出があり、市民にとってメリットがある案件だということから、報告案件でよしいんではないかというような意見がございました。委員の大半の意見が報告でございました。

この後、取扱いについて決定をみたいと思いますが、改めて委員から質疑はございますか。

玉野委員。

○玉野委員 金利とメリットについて詳しく教えてください。

○相馬委員長 建設部長。

○大木建設部長 金利とメリットということなのですが、返済プラン比較シミュレーションというのを出してありまして、借入金額を2,000万とした場合のシミュレーションがございました。借入期間35年間で、総支払額に対して利息割合が、通常の場合ですと18.2%、このフラット35の0.25%の金利運用でいきますと、総支払額で利息割合が17.3%ということになります。差額としましてどれだけ安くなるかというのは、25万6,122円。2,000万を35年借り入れた場合に約25万ということでございます。

○相馬委員長 そのほか質疑ございますか。

鈴木委員。

○鈴木委員 そもそもこれは素朴な質問なんですけれども、市と協定を結ばないとこのフラット35を市に借りるということはできないのか。

○相馬委員長 建設部長。

○大木建設部長 フラット35を利用することはできません、協定を結ばなくてもですね、市民が。ただ、優遇金利が受けられないんです。5年間マイナス0.25%の優遇金利が受けられないということであります。

その協定を結んだ市のほうとしましては、市のほうの補助の利用者であるという証明書を発行す

るということが協定の中で条項としてあります。

いずれにしても、その証明書をもって初めて金利優遇を受けられるということなので、協定を締結した後に、そういった手続を経て優遇金利を受けるといった流れになります。

以上です。

○相馬委員長 そのほか質疑ございますか。

〔発言する人なし〕

○相馬委員長 ないようでしたら、執行部からの意見はございますか。

〔発言する人なし〕

○相馬委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○相馬委員長 異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

それでは、案件の取扱いについてお諮りいたします。

本案件につきましては、報告とすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○相馬委員長 本件につきましては報告案件とすることに決しました。

以上で(2)議会基本条例第11条に基づく計画等についてを終了いたします。

次に、次第(3)その他についてを議題といたします。

委員から何かございますか。

○相馬委員長 (議会運営委員会の日程について。)

—————◇—————

◎その他

○相馬委員長 大きい4番のその他として、皆様から何かございますか。

[発言する人なし]

○相馬委員長 事務局から何かございますか。

係長。

○関根議事調査係長 (事務連絡。)

○相馬委員長 ほかにございませんか。

[発言する人なし]

○相馬委員長 なければ、議会運営委員会を閉会したいと思います。異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]



◎閉会の宣告

○相馬委員長 それでは、本日の議会運営委員会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

閉会 午前11時45分